

閣議決定(案)

昭和二十七年六月二十四日外務省

東京駐在アメリカ合衆国総領事に交付すべき認可状に天皇の認証を仰ぐ件

東京駐在アメリカ合衆国総領事ジエイムス・ビー・ビルチャードに交付すべき認可状は、別紙案の通りとし、これについて天皇の認証を仰ぐこととする。

(東京駐在アメリカ合衆国総領事認可状案)

日本國天皇裕仁此の書を見る有衆に宣示す。

日本國政府は、茲に、アメリカ合衆国大統領ハリー・エス・トルーマン氏の一千九百四十九年十二月九日付の委任状を閲し、ジエイムス・ピー・ビルチャード氏を東京駐在アメリカ合衆国総領事に任せられたる旨を領す。

因て、同氏を右の資格に於て認証し、其の職務を行ふに關する殊典待遇を得るを允可す。各位は、此の認可状の旨を体し、以て右ジエイムス・ピー・ビルチャード氏の職務執行上一切適當の輔助を供与すべし。

茲に、日本國憲法の規定に従ひ、之を認証し、其の証拠として親しく名を署し、璽を鈐せしむ。

昭和二十七年 月 日

裏面白紙

280

御

名

御

璽

内閣總理大臣

(署)

名

外務大臣

(署)

名

官印

官印

東京駐在アメリカ合衆国総領事委任状訳文

アメリカ合衆国大統領此の書を見る有衆に宣示す。

私は、茲に、アメリカ合衆国総領事ジエイムス・ピー・ビルチャヤーの才幹、誠実を篤信し、同人を東京駐在アメリカ合衆国総領事に任命し、合衆国大統領の意に適する間同人に総領事の職務を保有し、總領事たる身分に属する総ての権利、特典並に免除を行使享有することを得せしめ、且武装の有無を論ぜず合衆国国旗を掲揚する艦船の総ての艦船長及指揮者其他総ての合衆国市民に前記ジエイムス・ピー・ビルチャーを東京駐在合衆国総領事と承認すべきことを命ず。

右任命の証拠として、予は、茲に、此の書を作成し、之に合衆国國璽を鉛せしむ。

一千九百四十九年、アメリカ合衆国独立紀元百七十四年十二月九日、ワシントン市に於て作成す。

ハリー・エス・トルーマン（署名）
国務長官
デイーン・アチソン（副署）

裏面白紙

282

閣議決定(案)

昭和二十七年六月二十四日 外務省

神戸駐在アメリカ合衆國総領事に交付すべき認可状に天皇の認証を仰ぐ件
神戸駐在アメリカ合衆國総領事ラルフ・ジエー・ブレイクに交付すべき認可状は別紙奉の通りとし、これについて天皇の認証を仰ぐこととする。

(一神戸駐在アメリカ合衆国総領事認可状案)

日本國天皇裕仁此の書を見る有衆に宣示す。

日本國政府は、茲に、アメリカ合衆国大統領ハリー・エス・トルーマン氏の一千九百五十年三月三十日付の委任状を閲し、ラルフ・ジエラード・ブレイク氏を神戸駐在アメリカ合衆国総領事に任せられたる旨を領す。

因て、同氏を右の資格に於て証認し、其の職務を行ふに關する殊典特選を得るを允可す。各位は、此の認可状の旨を体し、以て右ラルフ・ジエラード・ブレイク氏の職務執行上一切適當の輔助を供与すべし。

茲に、日本國憲法の規定に従ひ、之を認証し、其の証拠として、

裏面白紙

284

親しく名を署し、鑑を鉛せしむ。

昭和二十七年 月 日

御

名
御
璽

内閣總理大臣

(署)

名)

官印

外務大臣

(署)

名)

官印

神戸駐在アメリカ合衆國総領事委任状証文
アメリカ合衆國大統領此の書を見る有衆に宣示す。

予は、茲に、アメリカ合衆國総領事ラルフ・ジエー・ブレイク
の才幹、誠実を薦信し、同人を神戸及同地方を管轄区域とする神
戸駐在アメリカ合衆國総領事に任命し、合衆国大統領の意に適す
間司人に總領事の職務を保有し、總領事たる身分に屬する總て
の権利、特典並に免除を行ふ事有することを得せしめ、且武装の
有無を論ぜず合衆國國旗を掲揚する艦船長及指揮者
其の他の艦隊の合衆國市民に前記ラルフ・ジエー・ブレイクを神戸
駐在合衆國総領事と承認すべきことを命ず。
右任命の証拠として、予は、茲に、此の書を作成し、之に合衆
國國璽を捺せしむ。

一千九百五十年、アメリカ合衆國独立紀元百七十四年三月三十日、
ワシントン市に於て作成す。

ハリー・エス・トルーマン（署名）

デイーン・アチソン（副署）

國務長官

閣議決定(案)

昭和二十七年六月二十四日外務省

福岡駐在アメリカ合衆国領事に交付すべき認可状に天皇の
認証を仰ぐ件
福岡駐在アメリカ合衆国領事ジョセフ・オード・ザヘレン・ジュー
ニアーに交付すべき認可状は、別紙案の通りとし、これについて
天皇の認証を仰ぐこととする。

（福岡駐在アメリカ合衆国領事認可状案）

日本國天皇裕仁此の書を見る有衆に宣示す。

日本國政府は、茲に、アメリカ合衆國大統領ハリー・エス・トルーマン氏の一九五二年二月二十一日付の委任状を閲し、ジョセフ・オールザヘレン・ジュニア氏を福岡駐在アメリカ合衆國領事に任せられたる旨を領す。

因て、同氏を右の資格に於て証認し、其の職務を行うに關する殊典待遇を得るを允可す。各位は、此の認可状の旨を体し、以て右ジョセフ・オールザヘレン・ジュニア氏の職務執行上一切適當の輔助を供与すべし。

茲に、日本國憲法の規定に従ひ、之を認証し、其の証拠として親しく名を署し、璽を鈐せしむ。

昭和二十七年
月 日

裏面白紙

288

御

名

御

璽

外務大臣
（署）

内閣總理大臣
（署）

官印

名

福岡駐在アメリカ合衆国領事委任状訳文
アメリカ合衆国大統領此の書を見る有衆に宣示す。
予は、茲に、アメリカ合衆国領事ジョセフ・オーラヘレン・ジニアの才幹、誠実を薦信し、同人を福岡を管轄区域とする
福岡駐在アメリカ合衆国領事に任命し、合衆国大統領の意に適する
る間同人に領事の職務を保有し、領事たる身分に属する總ての権利、特典並に免除行使享有することを得せしめ、且武装の有無を論ぜず合衆国国旗を掲揚する艦船の總ての艦船長及指揮者其の他の總ての合衆國市民に前記ジョセフ・オーラヘレン・ジニアを福岡駐在合衆国領事と承認すべきことを命ず。
右任命の証拠として、予は、茲に、此の書を作成し、之に合衆國國璽を鉛せしむ。

一千九百五十二年、アメリカ合衆国独立紀元百七十六年二月二十一日、ワシントン市に於て作成す。

ハリー・エス・トルーマン（署名）
国務長官代理 ジェイムス・E・ウェーブ（署名）

閣議決定(案)

昭和二十七年六月二十四日外務省

札幌駐在アメリカ合衆国領事に交付すべき認可状に天皇の
認証を仰ぐ件
札幌駐在アメリカ合衆国領事ディヴィッド・エル・オスボーン
に交付すべき認可状は、別紙案の通りとし、これについて天皇の
認証を仰ぐこととする。

(札幌駐在アメリカ合衆国領事認可状案)

日本國天皇裕仁此の書を見る有衆に宣示す。

日本國政府は、茲に、アメリカ合衆國大統領ハリー・エス・ト
ルーマン氏の一九五二年二月二十一日付の委任状を閲し、
デイヴィッド・エル・オスボーン氏札幌駐在アメリカ合衆国領事
に任せられたる旨を領す。

因て、同氏を右の資格に於て証認し、其の職務を行ふに關する
殊典待遇を得るを允可す。各位は、此の認可状の旨を体し、以て
右デイヴィッド・エル・オスボーン氏の職務執行上一切適當の輔
助を供与すべし。

茲に、日本國憲法の規定に従ひ、之を認証し、其の証拠として

裏面白紙

292

親しく名を署し、璽を鉤せしむ。

昭和二十七年 月 日

御名

御璽

内閣總理大臣

(署)

名

官印

外務大臣

(署)

名

官印

裏面白紙

293

札幌駐在アメリカ合衆国領事委任状証文
アメリカ合衆国大統領此の書を見る有衆に宣示す。

予は、茲に、アメリカ合衆国領事ディヴィッド・エル・オスボーンの才幹、誠実を篤信し、同人を札幌駐在アメリカ合衆国領事に任命し、合衆国大統領の意に適する所間同人が領事の職務を保有し、領事たる身分に屬する総ての権利、特典並に免除を行使享することを得せしめ、且武装の有無を論せず合衆国国旗を掲揚する艦船の総ての艦船長及指揮者其の他総ての合衆国市民に前記デイヴィッド・エル・オスボーンを札幌駐在合衆国領事と承認すべきことを命ず。右任命の証拠として、予は、茲に、此の書を作成し、之に合衆国璽を鉛せしむ。

一千九百五十二年、アメリカ合衆国独立紀元百七十六年二月二十一日、ワシントン市において作成す。

田務長官代理 ジェイムス・リー・ウェーブ (副署)

ハリー・エス・トルーマン (署名)

閣議決定(案)

昭和二十七年六月二十四日外務省

神戸駐在フランス国総領事セルジュー・ルボックに交付すべき認可状に天皇の認証を仰ぐ件
神戸駐在フランス国総領事セルジュー・ルボックに交付すべき認可状は、別紙案の通りとし、これについて天皇の認証を仰ぐこととする。

(神戸駐在フランス国総領事認可状案)

日本國天皇裕仁此の書を見る有衆に宣示す。

日本國政府は、茲に、フランス共和国大統領ヴァンサン・オリ
オル閣下の一九百五十二年四月二十八日付の委任状を閲し、セ
ルジュ・ルボック氏を神戸駐在フランス国総領事に任せられたる
旨を領す。

因て、同氏を右の資格に於て証認し、其の職務を行ふに關する
殊典待遇を得るを允可す。各位は、此の認可状の旨を体し、以て
右セルジュ・ルボック氏の職務執行上一切適當の輔助を供与すべ
し。

茲に、日本國憲法の規定に従ひ、之を認証し、其の証拠として
親しく名を署し、臺を鈐せしむ。

昭和二十七年 月 日

御名

御璽

外務大臣
（署）

内閣總理大臣
（署）

官印

官印

裏面白紙

神戸駐在フランス国総領事委任状訳文
フランス共和国大統領この書を見る有衆に宣示す。
予は、石川、岐阜及び愛知の諸県を境とする（上記三県を含む）
本土（日本本州）の南西部及び四国ならびに九州を管轄区域とする
る神戸駐在総領事を任命せんことを欲し、且つセルジュ・ルボック氏の才幹あり、篤実勤勉にして、わが共和国に仕うるに忠実なるを知るをもつて同氏を選抜してこの職務を執行せしむるに至り。よつて、予は、この書をもつて同氏を神戸駐在フランス国委任状総領事に任じ、諸法規の条款に準拠して、その資格において委任状を授けしめられんことを要望す。
予は、同氏がその官職に附帯する名誉、権威、殊遇及び特權を受し、且つ予の訓令に基づきその管轄区域内の諸市に副領事及
び領事務官を駐在せしむる権限を具有せしめられんことを承認す
る。しかして予は、航海者、商人、その他すべてのフランス國民に命ずるに同氏をフランス國総領事として承認し、且つこれに服従せんことをもつてす。また在東京フランス共和国大使に對し、その困難故障なく自由にその職務に對ししめられんことを要望す。

裏面白紙

298

務を遂行し得るよう同氏の前記資格において承認すべきことを命
ず。

右証拠としてここに共和国國璽を鉛せしむ。

一九五二年四月二十八日 バリにおいて

大統領 ヴアンサン・オリオル (署名)

外務大臣 アール・シューマン (副署)

閣議決定(案)

昭和二十七年六月二十四日外務省

横浜駐在フランス國領事に交付すべき認可状に天皇の認証
を仰ぐ件 横浜駐在フランス國領事に交付すべき認可
状は、別紙案のとおりとし、これについて天皇の認証を仰ぐこと
とする。

(横浜駐在フランス国領事認可状案)

日本國天皇裕仁此の書を見る有衆に宣示す。

日本國政府は、茲に、フランス共和国大統領ヴァンサン・オリ
オル閣下の一千九百五十二年一月十九日付の委任状を閲し、エド
ワール・ユット氏を横浜駐在フランス国領事に任せられたる旨を
領す。

因て、同氏を右の資格に於て証認し、其の職務を行ふに關する
殊典待遇を得るを允可す。各位は、此の認可状の旨を体し、以て
右エドワール・ユット氏の職務執行上一切適當の輔助を供与すべ
し。

茲に、日本國憲法の規定に従ひ、之を認証し、其の謹拠として
親しく名を署し、璽を鈐せしむ。

昭和二十七年 月 日

御

名

御
璽

外務大臣（署）
内閣總理大臣（署）

名）
名）

官印
官印

裏面白紙

301

裏面白紙

302

横浜駐在フランス國領事委任状訳文
予は、石川、岐阜、愛知の諸県を境とする（上記三県を含まず）
本領事土へ日本本州の東北部及び北海道を管轄区域とする横浜駐在
事務を任命せんことを欲し、且エドワール・ユート氏の才幹あり
て勤勉にして、わが共和国に任うるに忠実なるを知るをもつて
此の書をもつて同氏を横浜駐在フランス國領事に任じ、諸法
規は、同氏がその官職に附帯する名誉、権威、殊遇及び特權を
及ぼし、且予の訓令に基づきその領事管轄区域内の諸市に副領事
及び領事事務官を駐在せしむる権限を具有せしめられることが要
す。而して予は、航海者、商人、その他すべてのフランス國民
に命ずるに同氏をフランス國領事として承認し、且これに服従せ
ることをもつてす。又在東京フランス共和国大使に対してはエド
ワル・ユート氏が何等の困難故障なく自由にその職務を遂行せし
亭予は、同氏がその官職に附帯する名誉、権威、殊遇及び特權を
及ぼし、且予の訓令に基づきその領事管轄区域内の諸市に副領事
及び領事事務官を駐在せしむる権限を具有せしめられることが要
す。而して予は、航海者、商人、その他すべてのフランス國民
に命ずるに同氏をフランス國領事として承認し、且これに服従せ
ることをもつてす。又在東京フランス共和国大使に対してはエド
ワル・ユート氏が何等の困難故障なく自由にその職務を遂行せし

裏面白紙

得るよう同氏の前記資格において承認すべきことを命ず。
右証拠として茲に共和国國璽を鈐せしむ。

一九五二年一月十九日パリにおいて

大統領 ヴアンサン・オリオル（署名）
外務大臣 アール・シューマン（副署）

閣議決定（案）

昭和二十七年六月二十四日外務省

横浜駐在スウェーデン國名譽領事ニールス・カリント交付
すべき認可状に天皇の認証を仰ぐ件
横浜駐在スウェーデン國名譽領事ニールス・カリント交付
べき認可状は、別紙案の通りとし、これについて天皇の認証を仰ぐ
こととする。

(横浜駐在スウェーデン国名譽領事認可状案)

日本國天皇裕仁此の書を見る有衆に宣言す。

日本國政府は、茲に、スウェーデン國皇帝グスタフ・アドルフ陛下の一九五十二年五月九日付の委任状を閲し、ニールス・カリント氏を横浜駐在スウェーデン國名譽領事に任せられたる旨を領す。

因て、同氏を右の資格に於て証認し、其の職務を行ふに關する殊典待遇を得るを允可す。各臣は、此の認可状の旨を体し、以て右ニールス・カリント氏の職務執行上一切適當の補助を供与すべし。

茲に、日本國憲法の規定に従ひ、之を認証し、其の証拠として、親しく名を署し、璽を銘せしむ。

裏面白紙

306

昭和二十年月日

御名御璽

内閣總理大臣(署)

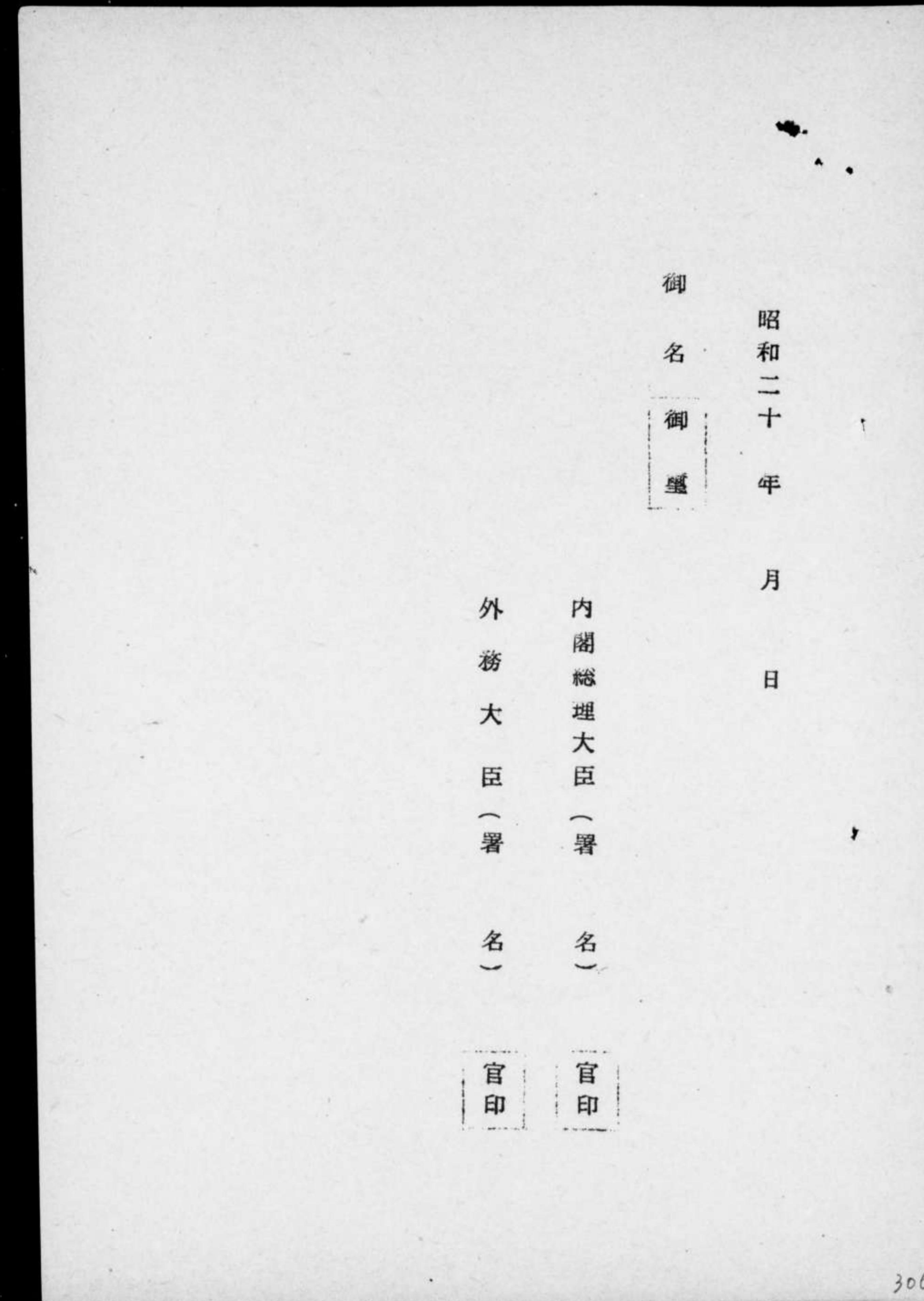
名

官印

外務大臣(署)

名

官印



横浜駐在スウェーデン國名譽領事委任状訳文
神佑を保有し、スウェーデン國皇帝並びにゴート及びヴァン
ダールの皇帝たるグスタフ・アドルフ、茲に、宣示す。
朕、幸にしてスウェーデン國と日本國との間に存する友好通商關係を維持すること適當且有益と判断し、ニールス・カリン氏を、
神奈川縣横浜市及び東京灣沿岸の諸港（東京都を除く）を管轄区
域とするスウェーデン國名譽領事に任命し職務を執行せしむ。仍
つて朕は、日本國政府が同氏を右資格において承認せらるべきことを確信し、本書を見る有衆特に同氏駐在地の官憲に対し、同氏の職務執行上必要な厚遇と信頼とを与えられんことを要請す。
而して、同氏は、スウェーデン國現行法令ならびに領事規則に拠命するに、同氏を尊敬しこれに服従すべきことを以てす。
右証拠として、朕は、本書に署名し、國璽を鈐せしむ。
一九五二年五月九日
グスタフ・アドルフ
（親署）

オステン・ウンデーン（副署）

閣議決定（案）

昭和二十七年六月二十四日外務省

横浜駐在バナマ国総領事に交付すべき認可状に天皇の認証
を仰ぐ件
横浜駐在バナマ国総領事ベルナルド・ヴエルガーラに交付すべ
き認可状は、別紙案の通りとし、これについて天皇の認証を仰ぐ
こととする。

(横浜駐在バナマ国総領事認可状案)

日本國天皇裕仁此の書を見る有衆に宣示す。

日本國政府は、茲に、バナマ國大統領アルシビアデス・アロセメーナ閣下の一千九百五十二年五月六日付の委任状を閲し、ベルナルド・ヴェルガーラ氏を横浜駐在バナマ国総領事に任せられたる旨を領す。

因て、同氏を右の資格に於て証認し、其の職務を行ふに關する殊典待遇を得るを允可す。各位は、此の認可状の旨を体し、以て右ベルナルド・ヴェルガーラ氏の職務執行上一切適當の輔助を供与すべし。

茲に、日本國憲法の規定に従い、之を認証し、其の証拠として、

裏面白紙

310

親しく名を署し、璽を鉛せしむ。

昭和二十一年月日

御名



内閣總理大臣(署名)
外務大臣(署名)



横浜駐在バナマ國總領事委任狀訳文

バナマ共和国大統領此の書を見る有衆に宣示す。

バナマ国と日本国との間に幸に現存する通商關係の進展を計る
は我が國利に適合する所以なるが故に予は、茲に、ベルナルド・
ウェルガーラ氏の才幹と誠実とを認め同氏を日本國横浜駐在バナ
マ國總領事に任じ其の職務執行の為並びにバナマ共和国の國民及
び海陸の利益保護の為必要なる権能を付与す。

仍て予は、日本國政府並びに諸官憲に於て同氏を前記の資格に
於て承認し且援助を与え又其の資格に相應する特權を許与し以て
自由に其の職務を執行せしめられんことを要望す。

右証拠として一千九百五十二年五月六日バナマ市大統領政庁に
於て親ら名を署し共和国國璽を鈐し且外務大臣をして副署せしめ
たる本委任状を発給す。

アルシビアデス・アロセメ
外務大臣 イグナシオ・モリーノ (署名)

裏面白紙

閣議決定(案)

昭和二十七年六月二十四日 外務省

横浜駐在ペルー国総領事に交付すべき認可状に天皇の認証

を仰ぐ件
横浜駐在ペルー国総領事ベドロ・バウレッ・ウイルケツに交付
すべき認可状は、別紙案の通りとし、これについて天皇の認証を
仰ぐこととする。

(横浜駐在ペルー國總領事認可状案)

日本國天皇裕仁此の書を見る有衆に宣示す。

日本國政府は、茲に、ペルー國大統領マヌエル・セー・ガラガ
一閣下の一千九百五十二年四月二十四日付の委任状を閲し、ベド
ロ・パウレヲ・ウイルケッ氏を横浜駐在ペルー國總領事に任せら
れたる旨を領す。

因て、同氏を右の資格に於て証認し、其の職務を行ふに関する
殊典特遇を得るを允可す。各位は、此の認可状の旨を体し、以て
右ベドロ・パウレヲ・ウイルケッ氏の職務執行上一切適當の輔助
を供与すべし。

茲に、日本國憲法の規定に従ひ、之を認証し、其の証拠として

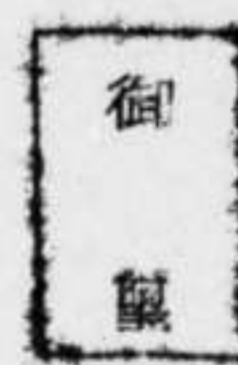
裏面白紙

314

親しく名を暑し、鑄を鉛せしむ。

昭和二十七年 月 日

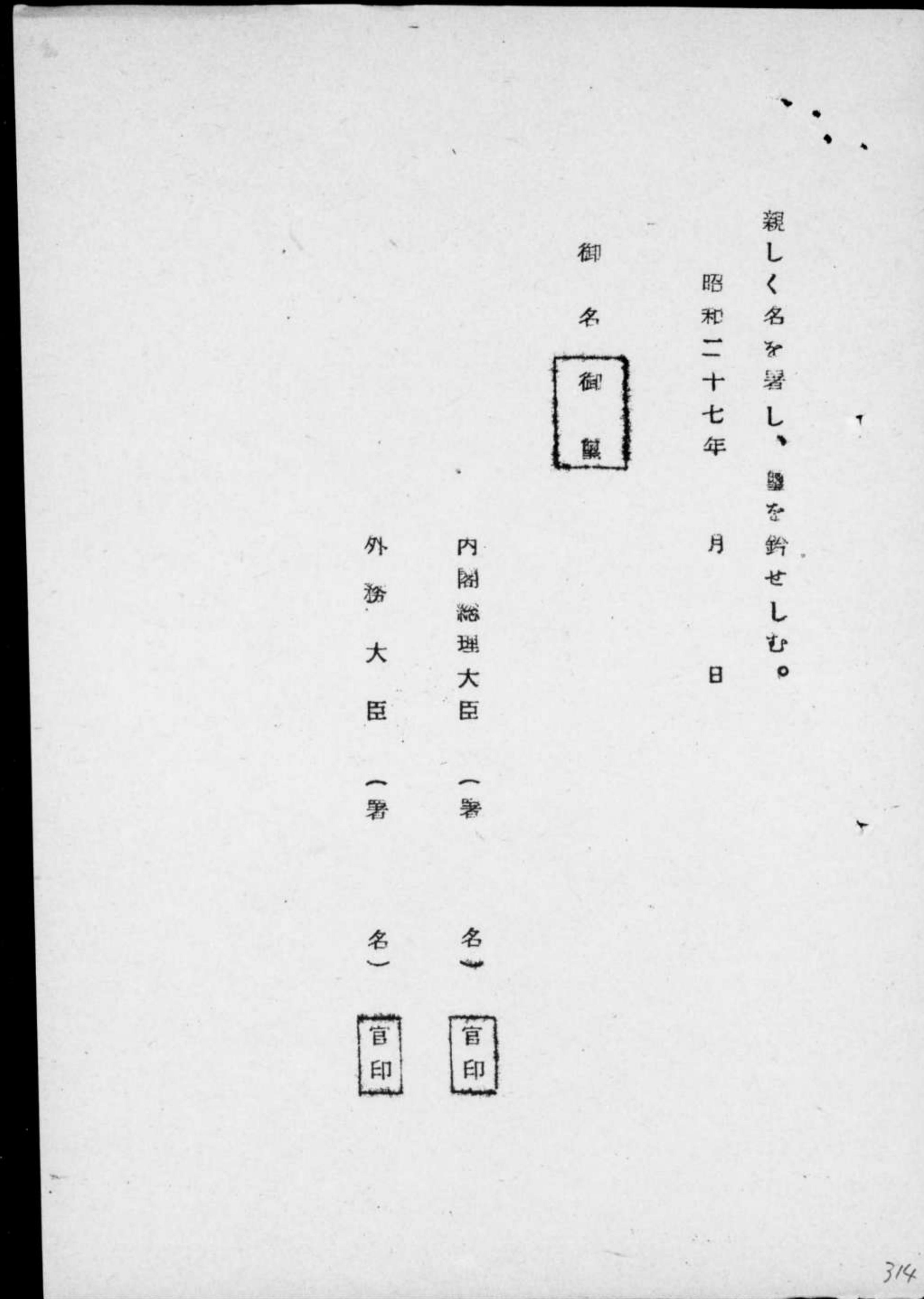
御
名



内閣總理大臣 一署

外務大臣 一署

名
官印
名
官印



横浜駐在ベル一国總領事委任狀訳文

ベル一共和國大統領此の書を見る有衆に宣示す。

横浜に總領事館を設置すること本共和國の利益のため適當と認めたるが故に、ドン・ベドロ・バウレ・・ウイルケフ氏の才幹と誠実とを信頼し此の書をもつて同氏を横浜駐在ベル一国二等總領事に任じ、付与するに有らゆる適法の手段に依りその職務を執行し、且つベル一國の國民及び利益を保護せんがための必要なる権能をもつてし、又その任務に伴う権利、名譽及び特權を享有せしむ。予は、總てのベル一國の商人、海員及びその他の市民に対し同氏を承認し且つ同氏に服従せんことを命ず。

予け、日本國天皇裕仁陛下並びに其の官憲の右ドン・ベドロ・バウレ・・ウイルケフ氏の本共和國の總領事たることを承認し、自由にてその職務を遂行せしめられ且つその要請することあるべき有らぬる保護、援助及び便宜を供与せられんことを要望す。當國

裏面白紙

3/6

においても右様の場合において完全なる互恵的待遇を為すべきことを約す。

右証拠として一九五二年四月二十四日リマ政府において親ら名を署し共和国の国璽を鉤し外務大臣をして副署せしめたる本書を発給す。

マヌエル・セー・ガラガー（署名）
外務大臣マヌエル・アーヴィング・オドリーア（副署）